

令和7年11月10日
生活文化政策部
文化・国際課

「高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書」の更新等に伴う
台湾高雄市の訪問について

1 主旨

世田谷区と台湾高雄市とは、平成31年1月に「高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書」（以下、「覚書」という。）を締結し、音楽を通じた交流などを行ってきた。（裏面参照）

その3年後、令和4年1月に覚書の更新を行う予定であったが、コロナ禍につき、郵送によりその期間を1年間延長することとし、翌年の令和5年3月にあらためて同市を訪問し、覚書調印式及び意見交換を行った。

この度、覚書の有効期間が満了することから、更新のため、区職員が同市を訪問するとともに、今後の交流事業の推進に向けた意見交換及び調整を行う。

2 訪問概要

（1）日程

令和8年1月18日～21日（3泊4日）

（2）派遣職員

5名（生活文化政策部長、文化・国際課長、文化・国際課担当係長、担当職員）

（3）訪問・視察先（予定）

- ・高雄市政府文化局
- ・高雄市政府運動發展局
- ・財団法人高雄市愛樂文化藝術基金會
- ・日台交流協会高雄事務所 など

3 文化交流覚書の更新

（1）更新後の有効期間

令和13年（2031年）1月まで（5年間）

（2）更新内容

- ① 期間をこれまでの3年間から5年間とする。
- ② 現行の覚書の内容（別紙）を基本に、今後高雄市と協議のうえ決定する。

4 意見交換の主な内容

- （1）本年7月に再開した高雄市青少年交響楽団とせたがやジュニアオーケストラとの音楽交流を踏まえ、引き続き来年度の交流実施など音楽を通じた交流の継続・拡大について。
- （2）（1）の他、文化、スポーツを通じた交流の実現について。

5 今後のスケジュール

令和8年1月18日～21日 高雄市訪問
2月中旬 区議会への報告（訪問結果：ポスティング）及び区民への周知（ホームページ等）

世田谷区と台湾高雄市との主な交流経過

年度	内容	備考
平成28年	・【訪問】 世田谷区議会アジア諸国等友好親善議員連盟による台湾訪問(10月)	・交流に関する意見交換のための視察
平成29年	・【受入れ】 高雄市青年中学校来日(7月)	・梅丘中、烏山中とのバスケットボールのスポーツ交流、弦巻中学での英語授業参観と給食交流
	・【訪問】 生活文化部、教育委員会台湾視察(12月)	・交流に関する意見交換のための視察
平成30年	・【受入れ】 高雄市と世田谷区の文化交流に関する意見交換会(7月)	・文化交流に関する意見交換
	・【受入れ】 高雄市青少年交響楽団とせたがやジュニアオーケストラの交流コンサート(7月)	・「相互交流(訪問・受入による交流)」による取組みに基づく交流コンサート
	・【訪問】 「高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書」締結(1月)	—
令和元年	・【訪問】 高雄市青少年交響楽団とせたがやジュニア・オーケストラの交流コンサート(7月)	・文化交流に関する覚書に基づく交流コンサート
令和3年	・【郵送等】※コロナ禍のため 文化交流に関する覚書の1年延長合意(更新)(1月)	—
令和4年	・【訪問】 文化交流に関する覚書更新(3月)	—
令和6年	・【郵送等】 令和6年4月3日発生台湾花蓮地域の地震についての災害見舞の手紙(生活文化政策部長発)(4月)	—
	・【受入れ】 愛楽文化芸術基金會執行長招待(世田谷区民会館オープニングイベントコンサート)(3月)	・文化交流に関する覚書に基づく交流コンサートの実施に向けた意見交換
令和7年	・【受入れ】 せたがやジュニアオーケストラ・高雄市青年交響楽団交流コンサート(7月)	・令和7年7月28日 リハーサル 7月29日 本番

高雄市と世田谷区との文化交流に関する覚書

高雄市と世田谷区（以下「双方」という。）は、文化交流を通して、信頼関係を構築し、双方の友好交流が深まるように、文化交流に関する覚書を締結する。

1. 双方が協力して、高雄市交響楽団附設青少年交響楽団とせたがやジュニアオーケストラとの交流をはじめ、伝統音楽など幅広い交流が一層図られるように努めていく。
2. 双方が有する文化資源や特性を活かし、双方の市民・区民や子どもたちが、相互に訪問し、交流が図られるように努めていく。
3. 文化交流を通して、スポーツや観光など他の分野の交流へつなげていけるように努めていく。
4. 本覚書に基づき、双方の交流を継続していくために、高雄市政府文化局の担当は表演産業中心とし、世田谷区生活文化政策部の担当は文化・国際課とする。
5. 本覚書は、2部作成し、双方が各1部を保有する。なお、すべてが正本とし、調印の日から効力を有する。なお、この覚書は調印してから3年間有効とする。
6. 本覚書に記載されていない事項が発生した場合、友好交流の精神に基づき、双方が協議しながら、対処することに努めていく。

世田谷区生活文化政策部長

2023年3月27日